

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月3日

岩手県立遠野病院長 鈴木 雄

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 岩手県立遠野病院複写機賃貸借
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立遠野病院
- (5) 入札方法

(1) の件名で単価で入札に付する。なお、入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(※小数第二位未満切り捨てで記載すること。)

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は岩手県外に本社(本店)を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有しているものであること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去2年以内に当賃貸借契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩14地割74番地

岩手県立遠野病院 総務課 電話：0198-62-2222 FAX：0198-62-0113

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年3月3日（月）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(3) ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>

岩手県トップページ>（県の機関）医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

(1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和7年3月3日（月）午後5時までに3(1)の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」）

(イ) 業務が履行できることの誓約書（別紙「様式第2号」）

(ウ) 業務実績等に関する誓約書（別紙「様式第3号」）

実績が確認できる書類（契約書の写し等）

イ カタログ等（仕様を確認できるもの）

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書（業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和7年2月21日（金）午後5時までに、3(1)に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和7年2月28日（金）午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和7年3月6日（木）10時00分 岩手県立遠野病院 会議室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第184条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

(3) 契約保証金

契約金額（税込額）の100分の5以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第203条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除すること

がある。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他 詳細については、入札説明書による。